

2011年12月16日

日本宅配水協会 御中

PETボトルリサイクル推進協議会

会長 麦倉 誠



PETボトルの自主設計ガイドライン遵守履行（粘着性のある把手の変更）のお願い

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当協議会では、容器包装リサイクル法の対象となる、使用済みPETボトルの円滑なりサイクルを促進するために、別紙の自主設計ガイドラインを定めました。輸入品も含め、リサイクルの阻害要因となる着色ボトルあるいはアルミキャップ等の国内市場への出回りをなくすべく、活動いたしております。

この自主設計ガイドラインは環境省にも提出し、種々ご指導いただいているとともに、容器包装リサイクル法対応の業界自主行動計画にも盛り込み、さらなる徹底を図っています。

さて、貴協会の一部の企業様で使用しているPET製容器において、強い粘着性があり、剥がした際に糊が残る把手を使用している容器があります。このような容器は、アルカリ洗浄設備を有する再商品化事業者でもリサイクル工程で把手の糊を除去されないため、人手で切り取って処理しており危険かつ非効率との意見が出ております。

今や、容器包装リサイクル法を通じて循環型社会形成に寄与することは、企業が果たすべき重要な社会的責任の一つとなっております。

このような状況下、貴協会におかれましても、円滑なPETボトルリサイクルのため、貴協会の会員様及び賛助会員様のお取扱いの製品につきまして、ガイドラインに沿った形での改善を行っていただきますようお願い申し上げます。

敬具

PETボトルリサイクル推進協議会

103-0001

東京都中央区日本橋小伝馬町7-16 ニッケイビル 2階

TEL. 03-3662-7591

FAX. 03-5623-2885

<http://www.petbottle-rec.gr.jp>

平成23年3月1日.

《指定PETボトルの自主設計ガイドライン原則基準一覧表》

PETボトルリサイクル推進協議会

- ★ この自主設計ガイドラインは、日本国内で製品の販売に用いられる指定PETボトルを使用した製品（飲料用・酒類用・特定調味料用）およびその附属包材であって、国内生産・輸入を含めた全てを対象とする。
- ★ 原則基準の必須事項に適合しない場合は上市できない。補足に記載の①②③に該当する場合は、評価基準による試験で適合と判定されなければならない。判定が適合となった場合は上市以前に所定の書式をもって当協議会に報告すること。

構成物		原則基準（☆：必須事項、※：望ましい事項）	補足	
ボトル	本体	材料	☆ PET単体とする。 ① PET主材以外の物質を添加、複合などして用いる場合には、添付の[材料評価基準]に則して評価し、衛生安全性が確保され再利用上問題のない範囲内で使用することができる。	
		着色	☆ 着色はしない。 結晶化による白色は除く	
		構造	※ 容易に押しつぶせる構造が望ましい。	
	その他	ベースカップ	☆ 使用しない。	
		把手	☆ 把手は、無着色のPETもしくは比重1.0未満のPE、PPを使用する。 ※ 比重1.0未満のPE、PP製把手は無着色PET製把手に変更することが望ましい。	
	印刷	☆ ボトル本体への直接印刷は行わない。 賞味期限・製造所固有記号・ロット印字等の微細な表示は除く。		
ラベル	(印刷シール・接着剤を含む)・キャンペーン	材料・分離適性	☆ PVCを使用しない。 ☆ 再生処理の比重・風選・洗浄で分離可能な材質・厚さであること。 ☆ ラベル印刷インキは、PETボトルに移行しないこと。 ☆ アルミをラミネートしたラベルは使用しない。 ※ アルミ蒸着等を使用しないことが望ましい。 ② 原則基準(☆必須事項)への適合が不明のときは、付属の「ラベル(印刷・接着剤等を含む)評価基準」に則ること。	
		剥離適性・分離適性	※ シュリンクラベルは、ミシン目入りであることが望ましい。 ※ ロールラベル・枚葉ラベル・タックラベル等で接着剤等を使用してボトルに貼付する場合は、接着剤塗布面積・量を少なくし、手で簡単に剥離でき、ラベル片・接着剤がボトルに残らないことが望ましい。 ③ 接着剤(糊・接着剤等を含む)でラベルを貼付するときは、付属の「ラベル(印刷・接着剤等を含む)評価基準」に則ること。	
キャップ	材料	☆ アルミキャップは使用しない。 ☆ PVCを使用しない。 ☆ 比重1.0未満のPEまたはPPを主材とする。 ☆ ガラス玉・パッキンを使用する場合は、飲用後の取り外し方をラベルに明示する。 シェル材、中栓・ライナー材全てに適用する。		
その他	価格ラベル等の貼付物(流通販売事業者様へのお願い)	※ 流通販売段階で補足欄に例示したようなものを貼付する場合は、キャップまたはラベルに貼付することが望ましい。ボトル本体に貼付するときは、手で無理なく剥離でき、シール片や接着剤がボトルに残らないこと。 価格ラベル、会計済みテープ、キャンペーンシール等、接着剤・糊・粘着テープ等を使用するもの。付属の「ラベル(印刷・接着剤等を含む)評価基準」に則ることが望ましい。		